

総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会参考書類に記載すべき事項
- (4) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法並びにその他代理人による議決権の行使に関する事項
- (5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、総会の開催日の1週間前までに、代議員に対して書面でその通知を発しなければならない。

第4条 前項の通知には、第2条第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び委任状その他必要な書類を同封しなければならない。

第3章 総会の開催

(代議員等の出席)

第5条 総会に出席する代議員は、会場の受付において、その資格を明らかにしなければならない。

2 代議員の代理として総会に出席する者は、会場の受付において、委任状の提出によりその資格を明らかにしなければならない。

(代議員以外の者の出席)

第6条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本会の職員及び公認会計士等は、議長、理事及び監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長の権限)

第7条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 代議員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第8条 議長は、総会の開催に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第9条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事、監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 代議員が理事又は監事に対して特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合と議長が認める場合にはこの限りではない。

3 一般社団・財団法第43条、第44条又は49条第3項の規定により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第11条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、明瞭簡潔であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限するこ

とができる。

(採決)

第 12 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められたときは、審議終了を宣言し、採 決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。ただし、理事又は監事 を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに採決を行わなければならない。理事又は監事の 候補者の合計数が定款第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得 票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定することとする。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 議長は、賛否を確認できるいかなる方法により採決を行うことができる。

5 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参 入することができる。

(出席した代議員の議決権の数)

第 13 条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した代議員の議決権の数とする。

(1) 出席した代議員本人の議決権の数

(2) 代理人を出席させた代議員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第 14 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足して いるか否かを宣言する。

(休憩)

第 15 条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 16 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は続行会の日時及び場所を速や力、に決議しなければならない。ただし、その決定 を議長に一任することもできる。

(閉会)

第 17 条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣 言する。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第 19 条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報に掲載するものとする。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 20 条 総会の事務局には、総務部長がこれに当たる。

第 6 章 雑則

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。